

最高裁総一第167号

(庶い—05)

令和3年2月25日

改正 令和4年5月27日総一第756号

高等裁判所長官 殿
地方裁判所長 殿
家庭裁判所長 殿
最高裁判所事務総局局課長 殿
司法研修所長 殿
裁判所職員総合研修所長 殿
最高裁判所図書館長 殿

最高裁判所事務総長 中 村 慎

準公益通報に関する事務の取扱いについて（依命通達）

標記の事務の取扱いについて、下記のとおり定めましたので、これによってください。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長から伝達してください。

記

第1 趣旨

この通達は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、裁判所の法令遵守を推進するため、裁判所における準公益通報への対応に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この通達における用語の意義は、次に定めるところによる。

1 準通報対象事実 法令（規則、規程、通達その他裁判所内部の規範を含む。）に違反する行為に係る事実をいう。ただし、裁判事務に係る行為であってその違反が裁判手続内で是正されることが予定されているものに係る事実及び法第2条第3項に規定する通報対象事実を除く。

2 準公益通報 次に掲げるものをいう。

(1) 裁判所を労務提供先として法第2条第1項に規定する公益通報をすることができる者が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、裁判所又は裁判所の業務に従事する場合における裁判所の職員、代理人その他の者について準通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、裁判所に通報すること。

(2) 次に掲げる者が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、裁判所又は裁判所の業務に従事する場合における裁判所の職員、代理人その他の者について法第2条第3項に規定する通報対象事実又は準通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、裁判所に通報すること。

ア 裁判所職員（裁判官を除く。）であった者（当該通報の日前1年以内に裁判所職員であった者を除く。）

イ 事業者が裁判所との請負契約その他の契約に基づいて事業を行う場合において、当該事業に従事する労働者であった者（法第2条第1項第3号に規定する当該通報の日前1年以内に従事していた労働者であった者を除く。）

ウ 裁判所との請負契約その他の契約に基づいて事業を行う事業者及び当該事業者であった者

エ 裁判所との請負契約その他の契約に基づいて事業を行う事業者の役員（法第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）。ただし、当該役員が当該事業に従事するときを除く。

オ 裁判所との請負契約その他の契約に基づいて事業を行う事業者の役員であつた者

3 準公益通報者 準公益通報をした者をいう。

第3 準公益通報への対応

1 平成18年3月17日付け最高裁総一第000348号事務総長依命通達「公益通報に関する事務の取扱いについて」（以下「公益通報依命通達」という。）記第1の1の(1)に定める公益通報・相談窓口は、準公益通報を受け付けるとともに、準公益通報に関連する相談に応じる。

2 公益通報依命通達記第1の1の(2)及び(3)、同2から4まで並びに記第2の定めは、準公益通報への対応について準用する。

第4 その他

この通達に定めるもののほか、準公益通報に関する事務の取扱いに関し必要な事項は、最高裁判所事務総局総務局長が定める。

付 記

この通達は、令和3年7月1日から実施する。

付 記（令4. 5. 27総一第756号）

この通達は、令和4年6月1日から実施する。